

家庭



子供のおつかさんへ

幽香

新年早々面白くないお話かも知れませぬが、年の改まるといふことは、古いことを改正するにはよい機会なので、それで少しお話して見たいと思います。

それは家庭の無主義といふことです、即子供を教育して行く間に、何か一つ定まつた方針、いはい一つの定規の様なものがあつて、何か一つ事が

起つた場合には、直に其定規を持ち出して、それに合はせて叱りましょうし、賞めもして育てて行く、そうすると子供はいつでも其定規にきちんとあつた者となる事が出来る、所が此きまつた定規がなくて、或時は悪い事しても皆で大笑ひで済むこともあり、同じ悪い事でも時には大變に叱られる事もある、善い事したとしてしきりに褒められる事があるかと思ふと、同じ事しても知らぬ顔で打捨て置かれる時もある、何が何やらまるで方角もつかぬといふ有様、即これが定規がないからなので、家庭の無主義と私のいふ所なのです。

かくいふと、まさか其様な家庭はない、善い事をすれば褒めるし、悪い事した時に叱らぬ親がある者かといはれるに相違ない、併しよく御自分に就て考へて御覽なさい、自分のして居る事が、果

して如何なる場合にも、又いつでも自分の氣分の悪い時も、腹のたつて居る時も、又は喜に充ちて居る時も、いつも同じ様に其處置が出来て居るか、私考ふるに随分これはひつかしい、お互人間である以上は病氣もするし心配もあるし、そういつがいつでも同じ心の状態で同じ様に人に對する事は殆んど出来ない、といふてもよい程ひつかしい、併し出来ないのではない、或人にはそれが出来るが、一般に向つては先づ其事の出来る出来んよりは、子供に躰をして行かると、御銘々が、前いふた様な一定の定規がない、即無主義であるといふ事を自覺して戴きたい。(とりのけがあらば誠に結構)

私は子供から幼稚園の先生といはれて居る者でございます、私にまゐりてはこれが實に嬉しくて又

愉快なので、同じ先生方は定めて御同感と信じて居ります、所が子供が先生に對する考は殆んど方能の先生で、物として知らざるなく事として出来る事なしと迄信じて居る、又先生のいふ事は如何なる事でも命に従ふ、どんなに面白く棒を持つて遊んで居る時でも、もしもあぶない、と言ひへば、大事の棒ももう持たない、朝に夕に着物のさかへがやかましいからとて、一言かとなしくさよといへば、其晩から一言の苦情もいはずに静に着物をさかへるし、頭を洗ふのをいやがるとか、やれ夜ふかして困るとか、顔を洗はないの、お辭義をしないの、ミルクを飲まないの、玉子がさらいなの、といやもう箸のころんだ事まで先生にいふて来る、私共はそれに對し只一言で澤山、よくせよといへばそれでよいので、家庭に於てもこれ

にはしばしば不思議だといはれる、一度其味を覺えた方は又してくからであゝのといつて來られる位効能がある。

初こゝで一つ考へて戴きたいのは、何故子供が此様に從順であるかといふ事、子供がいふ事さかぬとて、ひどくいぢめるか、いぢめた結果でかう從順になつたのであらうか、決してさうでない、もしさうであつたならば、子供は先生がさらいに違ひない、然るに病氣で幼稚園を休めといへは泣いて行きたがるとは私共の常にさく話、又或家庭では子供の罰に幼稚園を休ませるといふ事もあつた、其罰の當否は別問題として、兎も角も其様に幼稚園がすぎである事は事實である、然るに家庭では、母親や附添がさんくもて餘した事も、私共の一言でよく子供は命をさく様になる、一寸不

思議にさこえましよう、

併し決して不思議ではないので、前にいふた一定の定規が私共にはあるので、其主義によつて少しく訓練した子供は右の様は直になる、それ故に園したこの子供は、決して今話した様な事はありませぬ、何れもいくら幼稚園の訓練を受けた者でなければなりません。

然らばどんな定規があるかといふに、何でもありません、私共の命令には必ず従はせる、といふ事それだけで充分、たいそれが實行が出来ればよいのです。かくいふと如何にも壓制にさこえますが、たい命令の數を極少くして、又子供に従はれない様なむつかしい命令は決して出さない、其代り、一旦命した事は必ずさせる、といふ風にすなはち故、決して壓制でも何でもなし、要は命令の出し

方にあるので、例は子供に三十分間チャンと坐つて居れと命した時は、それはこちらが無理なので子供は天性それで服従する事が出来ません、もしも間違つてそんな命令を發した時には、三十分坐る坐らんの問題よりも、命令に背くといふ事を一つ教へる事になります、又餘り命令が多くてかうせよあゝせよ、それはいけないこれはよせと、ケ條計り澤山では、子供は終に守りきれずして、其中の一つに背く様になる、さあこれも其事自身よりも従かはなかつたといふ悪い經驗をさせる事になつて、終には命に背くを何とも思はぬ事になる。それ故幼稚園での命令は極少ない代りに、一旦かうせよと命したならば、泣かうが騒がうが、どうしても従ふ迄待つて居つて必ず従はせる、此從順の性を養ひたい爲に、入園當坐の子供には、特に

其子に對しやさしき命令を發する、従へばよし、従はねば従ふ迄必ず辛抱して従はせる。よほど家庭で悪い習慣が出来て居つても、一二度此經驗をさせると、先生の命令にはとても背く事は出来ぬものと承知してしまつて、其後は如何なる事でも直に従ふ様になる、此大切な經驗をさせるのを可愛そうだなど、考へたらば大間違、多くの中にはさう考へる人のないでもないが、そこが主義の主義なる所なので、人が不賛成でも家庭から小言が來ても、自分がよいと信じた事はどこ迄も實行するといふその覺悟がなければ何も出来る事はない多くの家庭又稀には幼稚園でも見る事ですが、子供が泣くとそれに恐れ折角しかゝつた事を止める、そんな位なら初から何もせぬ方が數等上なので、泣けは止めてくれるといふ事知つて居るから

子供はチャンと泣く、實に子供の賢いものには驚くばかりで、子供が大人を見る位大人に子供が見えたらよからうに、こはいつも私の思ふ事、新しい先生でも来て、今迄と主義が少し一致して居ないと見ると、直に其先生に對しては不從順をして見せる、それは子供のさぐりなので、今迄の先生はかうすればさつとかうされるが、新しい先生にして見ると、いつもと違つていゝ工合に何ともいはれない、さあ一度此經驗を子供に與へると、直につけ上つて其人の前では命をさかぬ事になる、それが誰の前でも區別なしによくならないふには二年も三年もかゝる、そこで二年三年かゝつてもよくなればよいが、茲に一つの悲しい事がある、それは家庭に此同じ主義が行はれて居ない子供の、幼稚園では實に從順ない、子供も家庭へ歸る

と不從順な子供になるといふ實例は少くはない、そうすると、家庭からは子供が悪いとして訴へて来る、併し私其場合には實に子供の爲に泣かざるを得ないので、子供が悪いのではない親が悪いのである、主義を持つて訓練すれば良い子供で、子供も實に幸福で愉快に暮せるものを、親の手加減の悪い爲に、子供は命に背さ度くなる泣きたくなる、だから背さもし泣きもすると、子供がいけないのだとて又叱られる、楽しい家庭に楽しい事も幸福な事もなくて終るといふ有様、子供なればこそ親を悪いとも思はず、泣いた揚句には悪かつたとあやまらせられて其儘に濟んでしまふが、此無欲な子供に對し同情の涙をそゝがない人がありましようか。

多くの家庭に於て子供の不幸、親の難義といふも

のは主に此不從順にある故、新年と共に大人も子供も心の改まりし機会をはづさず、此命令を必ず守らせるといふ事と、従つてむづかしい命令は出さぬといふ事を一つの主義として、夜も晝も實行なさらん事を希望いたします。

もとより此一つの主義さへ實行出来ればそれで充分かといへば、無論そうではないので、人々の考もあり、教育上の意見も違ひましようから、どういふ主義にせよといふ事は出来ませぬ、がたゞ從順といふ事が凡ての躰のもとになる様に考へますし、又これが一番に實行し易く、殊に家庭の困難はこれが大部を占めてをりますから、まづこれをお進めするわけ、これが御不養成ならば何なりと兎に角一つ確かなる主義を持たるゝ事が望まらるゝのです。

御實行の上困難の事がありましたら伺いました上で又考を申上る事と致しませう。

雑感

雨森 釧

我儘で、氣六敷泣き出せば容易にやまず、常に他人の顔色をうかゝひて心安からざる如き幼児ありしが、是等は父母或は幼児を保護養育する人の性質穩ならざるが爲め、常に其人の顔色を見て事をなしたる結果ならんと思ひ、愛を以て温に言葉と和らげて接せしかば、幼児は次第に心穏たり。

依頼心強く、何事も自らなさず食事も遊びも保護者の側にあらざればなさず、身邊の事もすべて